

伊高第1017号  
令和7年2月20日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

伊東市高齢者福祉課長

居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について

日ごろから本市の高齢者福祉行政へ御協力いただいておりますこと、御礼申し上げます。

さて、表題の件については、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、減算適用期間に当該事業所が実施する居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算することとされています。

つきましては、令和6年度後期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、御了知の上、対応に遺漏のなきようお願い申し上げます。

記

1 令和6年度後期の判定期間

令和6年9月1日から令和7年2月28日まで

2 書類の作成及び保存

**すべての居宅介護支援事業所**は、上記1の判定期間について、所定の事項を記載した書類（別紙「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」）を作成してください。

なお、作成した書類は、**市への提出の有無に関わらず、5年間保存しなければなりません。**

3 書類の提出

上記1の判定期間について、紹介率の割合が80%を超えている訪問介護サービス等が一つでもあった場合は、上記2の届出書を提出してください。

提出先 **伊東市役所高齢者福祉課**

提出期限 **令和6年3月17日（月）**

#### 4 減算の適用

紹介率の割合が80%を超えたことについて正当な理由が無いと認められる場合は、減算を適用することになります。

- (1) 上記2の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当するとして届出があった事業所  
→届出があった理由について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して、正当な理由に該当するかどうか判断しますので、減算適用の有無について市から結果を通知します。
- (2) 上記2の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち①から④までのいずれかに該当するとして届出があった事業所  
→国が正当な理由として例示している事項に該当しますので、原則として市から結果は通知しません。

#### 5 その他

##### (1) 判定期間等

区分	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	<del>3月1日から8月末日まで</del>	<del>9月15日まで</del>	<del>10月1日から3月31日まで</del>
後期	9月1日から2月末日まで	3月17日まで	4月1日から9月30日まで

##### (2) 対象サービス

**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与**

##### (3) 留意事項

令和3年度の制度改正により、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、上記サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び同一の介護サービス事業者によって提供された割合について説明を行うこととなりましたので、介護支援専門員におかれましては、引き続き適切なアセスメント等に基づき、**公正中立な立場により**サービス事業所を選択してください。(参考資料：介護保険最新情報 Vol.952 の問111及び112)

特定事業所集中減算に該当しなかったとしても、不当に紹介事業者が偏っていると認められる場合は、**運営基準違反による指定取消等の処分**が行われることがあります。

以上

〒414-8555

伊東市大原二丁目1番1号

高齢者福祉課介護保険係 神谷

電話：0557-32-1563

E-mail:kourei@city.ito.shizuoka.jp